

会員研究論文発表

『災害医療と柔道整復師』

『熊本県 荒井弘幸』

【はじめに】

平成 28 年 4 月 14 日・16 日に起こった「平成 28 年熊本地震」。益城町を中心に震度 7 の非常に激しい揺れを 2 回観測し、甚大な被害をもたらすものとなりました。直接的な地震による死者が 50 名、震災関連死 144 名、重軽傷者 2,643 名、住家被害が全壊 8,399 棟、半壊 32,822 棟、一部損壊 141,199 棟と大規模な被害となりました。(熊本県 HP「平成 28 年熊本地震」に関する情報より)

また、その後も震度 6・震度 5 の余震を繰り返し、車中泊という新たな災害時の問題も発生しました。(図 1・2・3)

今回、柔道整復師として発災後、県の防災協定に基づき、10 数カ所の避難所を周り、災害医療救護活動を行いました。

【目的】

災害医療支援活動について報告する事で、今後の災害医療に取り組む柔道整復師、そして柔道整復師会としての活動の一助となればと思います。

【準備】

本会では、災害に備えて以下の事前準備を行ってまいりました。

- ①日本赤十字社県支部に接骨・整骨奉仕団として加盟
- ②県と防災協定の締結
- ③会員間での LINE グループでの情報共有ツールの作成
- ④各種災害医療研修会の開催

このように準備をしても災害時には想定外の事も多くありました。

また、被災者であり家庭での役割も果たしながら活動をする難しさもありました。

【活動】(図 4・5・6・7)

今回活動時期・対象・内容により、3 つに分けられます。

(1)地震発生直後からの超急性期：急性外傷や後片付けによる負傷に対する災害医療救護活動

(2)急性期：避難所生活による既往症(外傷)の悪化や身体機能の低下に対する機能訓練や運動療法

(3)慢性期：日本赤十字社からの要請による、健康維持支援活動(6月11日～7月3日)(図8)

(1)について

災害に起因する急性外傷では、早期の初期治療が必要です。しかし、避難所が 800 カ所以上あり、交通が遮断され余震が続く中、自ら情報収集し、安全確保と活動場所等の決定をしなければならず、迅速な活動がむずかしいものでした。

今回の熊本地震では、前震後、より大きな本震が来るという初めてのケースで、余震が続き、避難に精一杯で余裕もなく、1 週間以上、初期治療を受けることが出来ない負傷者も多くおられました。訪問した避難所でも肋骨々折の疑い・足関節捻挫・打撲等を負った多くの方々が、医療機関に掛かることが出来ないまま避難しておられました。そのような状況で、県柔道整復師会災害対策本部の LINE グループによる活動の指示・報告、情報共有は、早期から活動する

ためのツールとして非常に役立ちました。

(2)について

4日目以降避難所は、比較的落ち着いてきます。しかし、長期間の慣れない場所での避難生活により、身体的には、筋肉の緊張・関節の拘縮・循環の低下が起こり、既往症の悪化や身体機能の低下が起きます。また、精神的には、地震・余震への恐怖、将来への不安、避難生活でのストレス等が出てきます。活動中は、身体機能の回復の為に運動療法等をしながら、被災者に傾聴し、少しでもストレスを取り除き、被災者の心に寄り添った活動が肝要でした。

特に今回の熊本地震では、頻発する余震の為、建物の中にいることに恐怖心を持ち、長期間の車中泊を余儀なくされた方が多く「エコノミークラス症候群」という問題が発生し、その対応も求められました。

(3)について

日本赤十字社からの依頼で、海外赤十字社等から寄せられた救援金を財源とした健康支援事業として、自らも被災しながら被災者の為に心血を注いで働いている役場職員に対して、心身のケア・姿勢指導・運動指導等を行いました。

発災後休みが取れず、役場職員も心身ともに限界状態との事で、要請がありました。

日頃、日赤県支部との良好な関係が、今回の健康維持支援活動に繋がったものと思われまます。

【結果】

4月15日から5月29日までの間で県外からの柔道整復師の協力も含めて648名の柔道整復師が活動し73避難所を回り、5,539名の被災者の方を施術する事が出来ました。(図9～13)

【考察】

柔道整復師は、災害初期の急性外傷から避難が長期に亘る被災者にまで対応できる技能を持っています。特に災害初期の急性外傷に最も力を発揮できる職種と言えます。しかしながら災害初期から活動するには問題点がありました。

- 1)地震発生直後は、余震が続き2次災害の危険もあり、道路の寸断・瓦礫の散乱等により、渋滞が発生し交通事故・車のパンク等の危険がある中、安全確保し活動しなければならない。
- 2)多くの避難所の中から活動場所を決定し、現場担当者と交渉、許可を得て活動場所を確保しなければならない。
- 3)施術所を閉めて活動することにより、自院の患者に迷惑をかける、収入が無くなる。

熊本地震での活動で行った対策です。

1) について

災害発生後のリスク・不安を一番に軽減するのが情報です。被災地・避難所・交通等の情報がなければ、災害初期の活動はできません。事前に行政・医療機関・日本赤十字社等、関係各位との連携を構築しておくことが必要です。その点今回の熊本地震では、災害担当理事により行政・関係医療機関からの情報の収集、また、LINEによる情報の拡散により、「被災者の為に頑張ろう」と共通の意識の基に連携し、活動が迅速に行われたと思います。また、ボランティア

活動保険に入る事も大切です。

2) について

避難所の責任者に対し自らの身分を明かし、県と「防災協定」を締結している事・被災者の急性外傷に対して応急処置が可能である事を説明し、活動に入らなければなりません。その為にも、災害医療研修を行い、避難所で想定されることを考え、急性外傷に対する技能を高めておく事、柔道整復師の活動を地域に周知を図る事も重要です。

3) について

自院の患者さんに周知をして、計画的に支援活動を行う事で混乱も少なく、快く送り出してもらえます。活動による収入減に対しては、災害医療活動は柔道整復師としての使命感による行動ですが、組織による交通費、活動分の材料費等の費用弁償は必要です。

また、被災地の施術所は、被災者の為にも早期復旧が望まれるので、被災者である柔道整復師の長期の災害医療活動は困難で、施術所の復旧に全力を挙げ、為にも早期の外部からの災害医療活動への支援が必要です。

【まとめ】

柔道整復師は「医療人」です。柔道整復師の存在意義が問われている昨今、「災害医療」への取り組みが医療の一員であると証明することになります。

災害とは予想不可能であり、二度と起こらないとは言えないものです。災害が起きた時にどう行動するか、もちろん災害が起きてから考えるのでは遅く、災害を想定し、柔道整復師として何ができるのか考え、災害医療に対する心の準備を繰り返す事で、災害が起きた時に実際の行動として結び付いていきます。

嘉納治五郎先生が提唱した、「精力善用」の精神から「柔道整復師の力を最大限に生かして、被災者・地域の為に災害医療活動に取り組む」また、「自他共栄」の精神から「被災者に対して敬い自分の事として捉えることで、信頼し合い、支援ではなく助け合いの心を持ち共に復旧・復興を目指す」この精神を柔道整復師は災害時の活動に生かすことが肝要です。

災害医療は、柔道整復師が取り組むべき活動であると捉え、柔道整復師の技能を高めるため日々の業務に真摯に向き合うことが必要です。医療人として誇りと責任を持ち、地域に貢献する事が我々の使命と考えます。

【参考文献】

- 1 熊本県 HP（「平成 28 年熊本地震」に関する情報
- 2 日本赤十字社 Facebook「平成 28 年熊本地震」
- 3 からだサイエンス社 からだサイエンス第 128 号(平成 28 年 6 月)
- 4 からだサイエンス社 からだサイエンス第 129 号(平成 28 年 8 月)
- 5 からだサイエンス社 からだサイエンス第 130 号(平成 28 年 10 月)
- 6 からだサイエンス社 からだサイエンス第 131 号(平成 28 年 12 月)
- 7 株式会社 社会安全研究所 自主防災講座「災害対応の実践」
二訂第一版 2011 編著者 株式会社 社会安全研究所
- 8 株式会社 医学書院 「多職種連携で支える災害医療 - 身につけるべき知識・
スキル・対応力」編著 小井土雄一 石井美恵子